

健康保険・国民健康保険・労働者災害補償保険の現状について

- 第三者行為による傷病の届出をした場合の自己負担分の取扱いについて（健康保険・国民健康保険）

第三者行為による傷病の届出をする、しないに関わらず、第三者行為により傷病を生じた被害者（被保険者）であっても、医療機関に対して自己負担分を支払うこととなる。（その後、被害者本人が加害者（第三者）に対して損害賠償請求をすることとなる。）

なお、被害者が第三者行為による被害の届出を保険者に対して提出すると、届出を受けた保険者は、当該傷病に対して既に行った給付の範囲において、加害者に対する損害賠償請求権を代位取得することとなる。

自己負担分（一時負担金）は療養の給付を受ける者がその給付を受ける時に保険医療機関等に支払う義務を負うものであり、法制度上、立替を行うこととされていない。

- 損害賠償債務に関する求償制度について（労働者災害補償保険・健康保険・国民健康保険）

労災保険給付の原因である事故又は健康保険等の給付の原因となる傷病が第三者行為によって生じた場合において、保険給付をした時は、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を国又は保険者が取得する。

（労災保険法第 12 条の 4 第 1 項、健康保険法第 57 条第 1 項、国民健康保険法第 64 条第 1 項）